

岩手県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成26年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 盛岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画公園事業 2・2・106号太田1号街区公園
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 盛岡市下太田榑及び下太田下川原地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成26年3月11日から平成31年3月31日まで